

改正の経緯

- 平成29年3月、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(規制改革推進会議行政手続部会)が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト(事業者の作業時間)を20%削減するための基本計画を策定しており、測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量業者の登録に係る手続きについても簡素化を実施することとされている。
- これを受け、今般、測量法施行規則(昭和24年建設省令第16号)第13条及び第14条について、書類簡素化のため所要の改正を行った。

改正概要

- 登録申請者又は測量業者が法人である場合においては、一覧表形式の様式(財務事項一覧表)と、申請者が作成している会社法等に準拠した貸借対照表及び損益計算書の提出を求めることとする。
- 株主資本等変動計算書及び注記表は廃止する。

<イメージ>

改正前



貸借対照表及び損益計算書の様式を廃止



一覧表形式の様式の新設

申請者が作成している貸借対照表と損益計算書を添付

改正後

測量法施行規則 財務に関する書類

改正前		改正後	
貸借対照表	6枚	財務事項一覧表	1枚
損益計算書	3枚		
株主資本等変動計算書	1枚	<廃止>	-
注記表	9枚		
完成測量原価報告書	2枚	完成測量原価報告書	2枚
合計	21枚	合計	3枚

経過措置

- 令和2年3月31日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、従前の例によることができる。